

家電リサイクル法がスタートします

家電リサイクル法の施行にともない、家電4品目(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン)を4月1日以降に排出する場合は、再商品化料金と収集運搬料金が必要となります。

家電4品目の分別区分



大型ごみ処理手数料一覧表の家電4品目の処理手数料は平成13年4月1日から適用されませんのでご注意ください。

お手持ちのごみの分別パンフレットおよび冊子ガイドを参照する場合は注意してください。

携帯型ブラウン管テレビも家電リサイクル法の対象となりますので、小型破碎ごみとして出さないでください。

排出方法と支払方法

家電4品目は購入先、または買い換え先の家電小売業者に引き取りを依頼してください。ただし廃業などの理由で家電小売業者が引き取らない場合は、大型ごみ受付センターに収集を依頼してください。

排出方法	支払方法
家電小売業者に排出 (小売業者により方法が異なります。)	家電小売業者に再商品化料金と収集運搬料金を支払う または 郵便局で再商品化料金を払い込み、家電小売業者に収集運搬料金を支払う
指定引取場所に持込	郵便局で再商品化料金を払い込む。収集運搬料金は必要ありません
市に排出	郵便局で再商品化料金を払い込み、市に収集運搬料金を支払う

リサイクル料金(料金は消費税および地方消費税込みの額です。)

品目	再商品化料金		収集運搬料金	
	A・Bグループのメーカー	その他のグループ	鳥取市	家電小売業者
テレビ	2,835円	製造メーカーによって異なりますので	2,500円	小売店の店頭などでご確認ください
冷蔵庫	4,830円	環境課までお問い合わせください	3,000円	
洗濯機	2,520円		2,500円	
エアコン	3,675円		3,000円	

Aグループ… 松下電器 東芝など

Bグループ… 日立製作所 三菱電機 三洋電機 シャープ ソニーなど

郵便局で再商品化料金を支払う場合は、払い込み手数料が必要となります。

訂正

市報3月15日号「家電リサイクル法がスタートします」の中で表中の指定取引場所について「Aグループ=日本通運(株)鳥取支店」「Bグループ=(株)牧浦商店」は、「Aグループ=(株)牧浦商店」「Bグループ=日本通運(株)鳥取支店」の誤りでした。おわびして訂正します。

問い合わせは環境課(☎20-3217)まで